相続問題を活用したコンサルティング・セールス

㈱ＵＢＦ　代表取締役
東　潤一

⑯

関係者全員が納得のいくアイデアを創造

相続税改正はどうなるの？

「相続税の改正はどうなるの？」という質問をよく受けます。税理士などのブレーンの方達と話をしていてもよく話題にのぼるテーマです。

税制改正が行われるということを前提にした相談が増えていますが、これをきっかけに税金面もですが、それよりも遺産分割面でトラブルが懸念されるのではないかという問題を抱えていることが判明するケースがあります。

【相談事例】

保険代理店の方からの紹介案件ですが、「相続税が改正になると社長に相続が起こった場合は増税になりますね。相続税の再シミュレーションをなさいましたか？」という代理店の方の一言がきっかけで、「相続のことも詳しいのか？　ちょっと聞きたいことがあるのだが……」というところから、社長の複雑な事情を聞くことになったそうです。ところが、話を聞いてみると複雑すぎて手に負えないと思い、「専門家をご紹介します」ということでご紹介いただきました。

食品製造会社の経営者のＡ社長からのご相談は、奥様と離婚の話し合いをしていて、奥様が離婚の条件として挙げているのが、「夫婦で築いた財産である自宅の土地・建物や会社の社屋が建つ土地は、息子のＤさんに継がせること」なのだそうです。Ａ社長と奥様の間には、娘さんもいらっしゃって、Ｄさんの姉であるＣという娘さんもいらっしゃいます。

またＡ社長には、Ｆ子さんという愛人がいます。Ｆ子さんとの間に、お子さんがいらして認知もされています。法律的にはＦ子さんとの間に生まれたお子さん・Ｋさんは、非嫡出子となるので、Ａ社長に相続があった際は、Ｋさんの相続分は嫡出子であるＣさんとＤさんの2分の1となります（民法900条4項）。

Ａ社長に相続があった場合の相続人は、現状では奥様とＣさん・Ｄさん・Ｋさんとなります。離婚が成立すれば、相続人はＣさん・Ｄさん・Ｋさんとなります。

Ａ社長は、離婚後Ｆ子さんと正式に籍を入れるということなので、相続関係が複雑になります。

このような状況で、Ａ社長も奥様も、事業が滞りなくＤさんに承継されることを望んでおられ、不動産をきっちりＤさんに譲り渡し、社長の椅子を10年後にＤさんに譲れば万事うまくいくと考えておられ、そのことを顧問税理士に相談して提案を受けておられました

問題点と課題整理を行う

関係者全員が納得いくように

状況を伺って、大雑把ですが、別表のように、問題点と課題整理を行いました。

これらを考え合わせて、ブレーンと相談しながら相続関係者全員が納得のいくアイデアを創造していきます。

具体的には、事業承継がからむ相続については、自社株式を後継者に集中させようとすると遺留分の問題が生じることが多いので、金融資産で調整し遺産分割が円滑に行われるように考えます。

社長が会社に対してどのような思いを持っているのかをしっかり伺って、その思いを関係者にお伝えします。また、取引相場のない自社株は相続税評価額が高くなり税負担が重くなりますが、会社運営に携わらない人にとっては保有していてもあまりメリットはない上に、売却することもできず、自由に使える財産にはならないことを関係者にお話しします。

自社株の大半を後継者が相続することになると、金額的には不平等になりますが、後継者以外の推定相続人の方には自由に使える財産を相続していただくという配慮と、税金面の節税対策を併せて提示し、反応を見ながら微調整をしていきます。

この際、有効な金融商品が生命保険です。生命保険料の贈与プラン活用や受取人の配慮を検討します。ご提案するプランを、後継者以外の推定相続人の方々が納得してくだされば、遺言の作成、家庭裁判所へ遺留分放棄の申し立てなど、後々トラブルにならないようにしっかりと固めていきます。

保険コンサルティングを入り口とした場合も、相続税法では、生命保険金は「500万円×法定相続人数」までは非課税となっていますよね。現在の税制では法定相続人については無条件ですが、平成23年度改正案では、法定相続人について基準が設けられることになっています。

生命保険金が非課税になる法定相続人の基準とは「未成年者、障害者、相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者に限る」となっています。

意外に税負担が重いことが判明

シミュレーションで話を拡げる

このことから、「保険金の受取人によって税金がかかるのかかからないのかが変わってくるので、確認をした方がいいですね」というアプローチをし、「税制改正が行われた場合に相続税の負担がどうなるかシミュレーションしてみましょうか」と話を拡げ、税金の負担増と併せて遺産分割についても問題がないか探っていくという展開も可能です。

必要と感じても決断ができない

税制改正をテーマにお話しすることで、これまで相続税はかからないだろうと思っておられた方が関心を持っておられるというケースも多くあります。

「念のためシミュレーションしてみましょうか」ということで、やってみると税制改正がなかったとしても相続税が課税されるほどの財産をお持ちだったということもありました。

税制改正後のシミュレーションをやってみると、意外に税金の負担が重くなるということが判明し、節税対策を考える必要を感じていただくこともあります。

先日も、80代の方から相続税対策をというご依頼をいただきました。その際、生命保険料の贈与を活用しました。財産は評価額約2億1500万円（生命保険金1500万円含む）で、現在の税制によるシミュレーションでは、一次相続と二次相続の合計で相続税は約1500万円。税制改正後のシミュレーションでは、約3000万円となりました。

「ずいぶん税金が掛かるものだね……親から引き継いだ財産というわけじゃなくて、コツコツ蓄えた財産なのだがね」というのは、80代のご主人の言葉です。実際に相続税を支払うのは、推定相続人であるお子さんたちであり、「親から引き継いだ財産」となるので、それ相応の税金がかかるのですが……財産を残す側にすれば、自分が税金を支払うような気分になるのでしょう。生命保険を活用した節税対策をご提案したところ、実行したいというご希望をいただきました。

また、以前相続コンサルティングを依頼いただいたクライアントからお電話をいただき、「重い病気を患ったので、もう保険には加入できなくなった。あの時思い切ってお願いして良かった。ありがとう」というお言葉をいただきました。

相続対策が必要と思われるが、なかなか決断ができない方も多くいらっしゃいます。税制改正の行方はまだ決まっていなくても、これをきっかけに提案していただければと思います。

■状況を伺って整理した問題点	■問題解決のための課題整理
○Ｄさんに社長の椅子を譲っても、会社の株式をどのように相続するかによって、Ｄさんが会社の支配権を持てない可能性があるため、取締役を解任されるなどの可能性もある。 ○Ｄさんが会社の支配権を持てるだけの株式と会社運営に必要な不動産と自宅の土地と家屋を相続した場合、他の相続人の遺留分を侵害する。他の相続人から遺留分減殺請求権を行使される可能性がある。 ○Ｆ子さんと正式に籍を入れると、Ｆ子さんに配偶者としての相続権が発生する。またＫさんは準正により嫡出子に昇格するので（民法789条）、相続分が増えること（これに伴って遺留分も増加）。 ○Ｃさんは相続に関して、既に嫁いでいるので相続にはあまり関心がないだろうと、Ａ社長と奥様は考えているが、これは相続が起こってみないと分からないことである。 ○生前贈与でＤさんに財産を譲り渡すことを検討されているが、土地などの不動産だけでも相当な贈与税の負担がかかり、それを負担するだけの資産がＤさんにはない。	○会社の正式な株価の把握とその他資産全体の把握 ○Ｄさんが事業承継をした場合に、安定した会社運営を行うために必要な財産の把握 ○離婚が成立し、Ａ社長とＦ子さんと再婚した場合の各人の相続分と遺留分の把握 ○遺留分に配慮した財産の分割方法の検討 ○比較的分割が容易な金融資産の把握 ○関係者各々の心情の把握 ○現在の相続税法での相続税額と、改正が行われたと仮定した場合の相続税額の把握

【参考】

民法第789条（準正）

父が認知した子は、その父母の婚姻によって嫡出子の身分を取得する。

2　婚姻中父母が認知した子は、その認知の時から、嫡出子の身分を取得する。

3　前2項の規定は、子が既に死亡していた場合について準用する。

あづま・じゅんいち
㈱ＵＢＦ　代表取締役。ＮＰＯ法人全国資産に関する相談センター代表理事、ＣＦＰ。簡易保険の営業を経て、99年から乗合代理店となり、保険の営業プラスＦＰを活用したコンサルティングを展開する。現在は、独立系ＦＰとして、相続・事業承継プランニングを中心にファイナンシャル・プランニング全般の相談業務を行い、セミナー講師としても活躍中。著書等に、「トラブル事例に学ぶ事業承継」、シンニチ実践ＣＤセミナー「トラブル事例に学ぶ事業承継コンサルティング」（新日本保険新聞社刊）がある。